



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）…………… 1
- 指定給付受託者の指定・2件（税務課）…………… 2
- 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）…………… 2
- 教育委員会事項**
- 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

沖縄県告示第252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する徴収金の収納の事務を委託した。

令和5年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における県税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
L I N E P a y株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
ビルングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
P a y P a y株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
K D D I株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

- (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した県税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

沖縄県告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社ジェーシービー 東京都港区青山五丁目1番22号
- 2 指定をした日 令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 沖縄県の県税（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）

沖縄県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 ユーシーカード株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
- 2 指定をした日 令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 沖縄県の県税（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）

沖縄県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、沖縄県北部土木事務所、沖縄県中部土木事務所、沖縄県南部土木事務所、沖縄県宮古土木事務所又は沖縄県八重山土木事務所において、令和5年6月30日から同年7月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	名護運天港線	今帰仁村字仲宗根ギセブ原96番5から 今帰仁村字仲宗根下真喜屋原520番まで	沖縄県北部土木事務所
県道	110号線	名護市字真喜屋黒崎801番2から 名護市字饒平名湧増772番10まで	沖縄県北部土木事務所
県道	瀬底健堅線	本部町字瀬底安地原2509番3から 本部町字健堅駈原126番4まで	沖縄県北部土木事務所

県道	古宇利屋我地線	今帰仁村字古宇利古宇利原95番1から 名護市字運天原運天64番4まで	沖縄県北部土木 事務所
県道	屋我地仲宗根線	名護市字我部スクブ1160番3から 今帰仁村字天底外田原745番3まで	沖縄県北部土木 事務所
県道	伊計平良川線	うるま市与那城伊計西前406番から うるま市与那城屋平2番まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	20号線	沖縄市胡屋五丁目204番から 沖縄市胡屋一丁目1番3まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	浦添西原線	浦添市字港川崎原542番11から 浦添市字城間大川2129番2まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	浦添西原線	浦添市前田二丁目1845番7から 西原町字翁長坂田升561番まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	宜野湾北中城線	北中城村字喜舎場東前原398番5から 北中城村字渡口前原523番10まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	浜比嘉平安座線	うるま市勝連浜宜野湾233番5から うるま市与那城平安座下与佐次原424番1まで	沖縄県中部土木 事務所
県道	北南線	南大東村字北381番4から 南大東村字南321番3まで	沖縄県南部土木 事務所
県道	南大東飛行場線	南大東村字在所183番9から 南大東村字旧東267番12まで	沖縄県南部土木 事務所
県道	渡嘉敷港線	渡嘉敷村字渡嘉敷東原183番から 渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原351番5まで	沖縄県南部土木 事務所
県道	真地泉崎線	那覇市泉崎1丁目19番5から 那覇市松尾1丁目1番2まで	沖縄県南部土木 事務所
県道	池間大浦線	宮古島市平良字池間雲原1155番3から 宮古島市平良字大浦南方原153番4まで	沖縄県宮古土木 事務所
県道	平野伊原間線	石垣市字平久保平久保牧380番2から 石垣市字伊原間大浦4番538まで	沖縄県八重山土 木事務所
県道	川平高屋線	石垣市字川平内原917番1から 石垣市字川平ウラ1089番4まで	沖縄県八重山土 木事務所
県道	石垣空港線	石垣市字盛山盛山230番11から 石垣市字宮良牧中1273番76まで	沖縄県八重山土 木事務所

- 2 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため
- 4 占用の制限の開始の期日 令和5年7月14日

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立名護特別支援学校の項中 「知的障害
肢体不自由 「知的障害
視覚障害 を 視覚障害 に改める。
聴覚障害 聴覚障害」
病弱 」

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国頭学区の部名護特別支援学校の項中「病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者に対する教育について適用し、同日前に入学した者に対する教育については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---